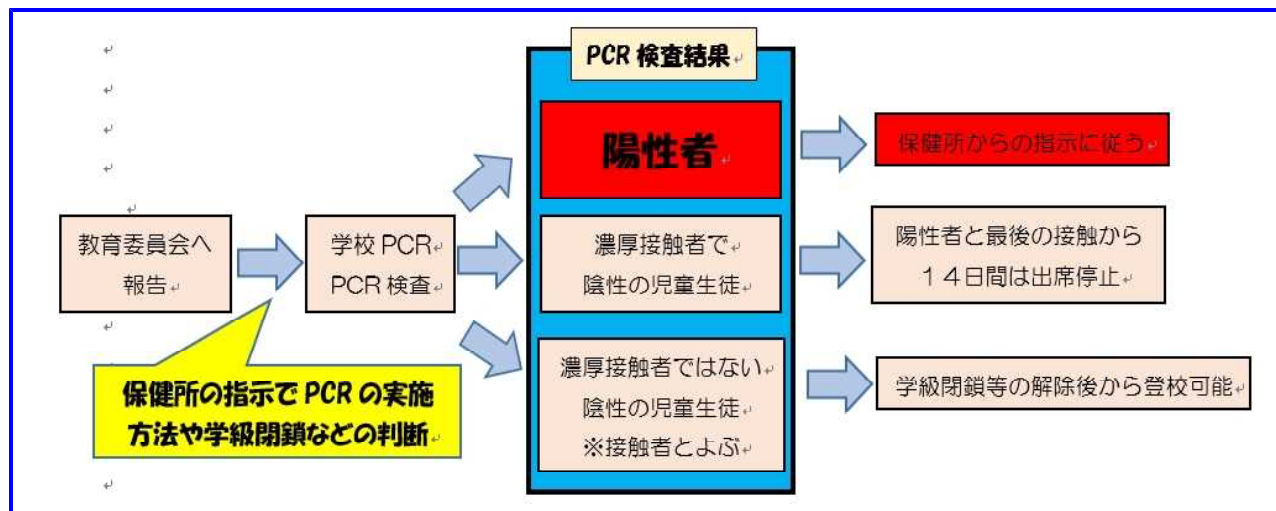


新型コロナウイルスに関する対応について

本部町教育委員会（令和3年8月27日）

1. 児童・生徒および学校関係者に感染者がでた場合の対応について



※「用語の区別」⇒【陽性者】、【濃厚接触者】、【接触者】と 上図では、分けられております。

2. 児童・生徒への対応について

- (1) 新型コロナに対する不安などで、校長が合理的と判断できる場合は、「出席停止」の扱いができる。
- (2) 新型コロナに対する不安で休む児童・生徒に対しては、「chromebook」(パソコン等)を活用しての「オンライン授業」や「課題提供」などで、学習が持続できるような支援を行う。
- (3) 緊急事態宣言中の地域（県外および離島）へ行く場合は、事前に学校へ連絡すること
 - ◆帰る際にPCR検査で「陰性」であれば、「登校」できる。
ただし、陰性の場合でも周囲の状況等をふまえて自宅待機となる場合もある。
 - ◆その他の場合は、帰宅日を含め「3日間は、自宅待機」とし、その後、体調に問題がない場合は「登校」できる。

3. 学校が濃厚接触者や検査対象者を特定する基準

- (1) 校内の「濃厚接触者等の候補の範囲」は、感染者の感染可能期間（発症2日前<無症状者の場合は、陽性確定に係る検体採取日の2日前>から退院又は療養解除の基準を満たすまでの期間）のうち当該感染者が入院、宿泊療養又は自宅療養を開始するまでの期間において以下の（2）又は（3）いずれかに該当する児童・生徒等及び教職員とします
- (2) 濃厚接触者の候補
 - ◆感染者と同居（寮等において感染者と同室の場合を含む）又は長時間の接触があった者
 - ◆適切な感染防護なしに感染者を介護していた者
 - ◆感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つば等）に直接接触した可能性の高い者（1メートル以内

の距離で互いにマスクなしで会話が交わされた場合は、時間の長さを問わずに濃厚接触者に該当する場合がある)

- ◆手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なし（下記※）で、感染者と15分以上の接触があった者（例えば、感染者と会話していた者）

（※）必要な感染予防策については、マスクを着用していたかのみならず、いわゆる鼻出しマスクや顎マスク等、マスクの着用が不適切な状態ではなかったかについても確認する

（3）濃厚接触者周辺の検査対象となる者の候補

- ◆感染者からの物理的な距離が近い、又は物理的な距離が離れていても接触頻度が高い者（感染者と同一の学級の児童・生徒等）
- ◆大声を出す活動、呼気が激しくなるような運動を共にした者等（感染者と同一の部活動に所属する児童・生徒等）
- ◆感染者と食事の場や洗面浴室等の場を共有する生活を送っている者等（感染者と同一の寮で生活する児童・生徒等）
- ◆その他、感染対策が不十分な環境で感染者と接触した者等

（※）学校において上記（1）（2）の候補の速やかな特定が困難な場合は、判明した感染者が1人でも、感染状況によっては、原則、当該感染者が属する学級等の全ての者を検査対象の候補とする。

4. 学級閉鎖の基準について

以下のいずれかの状況に該当し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施する。

- （1）同一の学級において複数の児童・生徒等の感染が判明した場合
- （2）感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合
- （3）1名の感染者が判明し、複数の濃厚接触者が存在する場合
- （4）その他、設置者で必要と判断した場合（※ ただし、学校に2週間以上来ていない者の発症は除く。）

（※）学級閉鎖の期間は、5～7日程度を目安に感染の拡大状況、児童・生徒等への影響等を踏まえ判断する。

5. 学年閉鎖・学校全体臨時休業について

複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合、学年閉鎖を実施する。

また、複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校全体の臨時休業を実施する。

6. 県費職員の勤務について

【教職員用】

(1)	本人がPCR検査で「陽性」	● 保健所の指示 (特休)
(2)	本人が濃厚接触者になった場合 (PCR 陰性)	● 陽性者と最後に接触してから 「14日間は 特休」
(3)	本人が濃厚接触者の接触者になった場合 (PCR 陰性)	⇒ 周囲の状況をみて判断 (出勤 または 特休)
(4)	本人が濃厚接触者ではなく、発熱等の風邪症状で「PCR検査をしない」場合	⇒ (病休 または 年休)
(5)	学校長が感染症対策のために「必要がある」と認める場合	⇒ (在宅勤務)
(6)	家族に「発熱」など「風邪症状」がある場合	⇒ 周囲の状況をみて判断 (出勤 または 在宅勤務)
(7)	保育園等が登園自粛等の為に「子の世話を必要」とする場合	⇒ (特 休)

7. 会計年度職員（町雇用職員）の勤務について

(1)	本人がPCR検査で陽性	● 保健所の指示 (有給休暇)
(2)	本人が濃厚接触者になった場合 (PCR 陰性)	● 陽性者と最後に接触してから 「14日間は、有給休暇」
(3)	本人が濃厚接触者の接触者 (PCR陰性) になった場合	⇒ 周囲の状況をみて判断 (自宅待機指示)
(4)	本人が濃厚接触者ではなく、発熱等の風邪症状で PCRを実施しない場合	⇒ (病休または年休)
(5)	学校長が感染症対策のために必要があると認める場合	⇒ 在宅勤務
(6)	家族に発熱など風症状がある場合	⇒ 周囲の状況をみて判断 (自宅待機指示)
(7)	保育園等が登園自粛等の為に「子の世話を必要」とする場合	⇒ (在宅勤務)

8. ワクチン接種に関する勤務について

(1)	ワクチン接種を勤務時間内に接種する場合	⇒ 職専免
(2)	副反応の影響で働くことが困難な場合	⇒ 二日後までは「職専免」で、 それ以降は「病休」
※ 会計年度職員は二日目以降も「職専免」とする。		